

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月13日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

### 広島県公安委員会規則第11号

#### 広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第10条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 運転者以外の者を乗車させる装置のある大型自動二輪車又は普通自動二輪車に他人を乗せる場合には、当該乗車装置に<u>また</u>がって乗車させて運転すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 傘を差す、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、<u>大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。</u></p> <p>(5) <u>ぎよ者台</u>の設備のない牛馬車に乗車して運転しないこと。</p> <p>(6)～(10) 略</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第10条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 運転者以外の者を乗車させる装置のある大型自動二輪車又は普通自動二輪車に他人を乗せる場合には、当該乗車装置に<u>また</u>がって乗車させて運転すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>交通の頻繁な道路において、傘を差す、物を持つなど安定を失うおそれのある方法</u>で自転車を運転しないこと。</p> <p>(5) <u>ぎよ車台</u>の設備のない牛馬車に乗車して運転しないこと。</p> <p>(6)～(10) 略</p>

#### 附 則

この公安委員会規則は、令和6年11月1日から施行する。